

檜葉町総合評価落札方式（簡易型）試行要領

（令和元年5月1日檜葉町訓令第17号）

（趣旨）

第1条 この要領は、町が発注する建設工事等の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）のうち、技術的工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な評価項目によって総合評価を行う方式（以下「総合評価落札方式（簡易型）」という。）の試行実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式（簡易型）の実施の対象となる建設工事等は、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績及び地域性等（以下「技術提案」という。）の評価項目による評価と入札価格とを総合的に評価することが妥当と認められる工事とする。

2 前項の規定による総合評価落札方式（簡易型）を適用する工事の決定に当たっては、別に定める総合評価落札方式（簡易型）による入札を行うことの適否を審議する檜葉町建設工事等の請負契約に係る総合評価落札方式審査委員会において決定するものとする。

（総合評価技術等審査委員会）

第3条 総合評価落札方式（簡易型）の実施に当たって、技術的な事項に係る決定を行うため、檜葉町総合評価技術等審査委員会（以下「総合評価委員会」という。）を設置する。

2 総合評価委員会は、次に掲げる事項について審査及び決定する。

- （1）落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項の審査
- （2）落札者決定基準の決定
- （3）技術提案に関する審査及び評価

3 総合評価委員会は、副町長を委員長とし、その他の委員については、委員長が指定する者をもって構成する。

4 総合評価委員会は、工事等担当課長の要請を受け、委員長が必要に応じて開催し、その会議は非公開とする。

5 委員長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させることができる。

6 総合評価委員会の庶務は、総務課において処理する。

(学識経験者の意見聴取等)

第4条 町長は、総合評価落札方式（簡易型）の実施に当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、施行令第167条の10の2第5項の規定に基づき、あらかじめ、学識経験者から意見を聴くものとする。

(入札公告等)

第5条 総合評価落札方式（簡易型）の実施にあたっては、入札公告（入札説明書を含む。以下同じ。）において、檜葉町財務規則（昭和57年檜葉町規則第11号）第112条に規定する事項に加えて、次の事項についても併せて公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式（簡易型）の対象工事であること
- (2) 総合評価に関する評価項目及び評価基準
- (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (4) その他総合評価落札方式（簡易型）の実施に当たり必要な事項

(技術提案書の提出)

第6条 入札参加者は、入札書とともに、入札公告に明示した総合評価落札方式（簡易型）に関する提出書類（以下「技術提案書」という。）を入札公告で定める期限までに提出するものとする。

- 2 技術提案書等の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とし、技術提案書等の返却は行わないものとする。
- 3 提出後における技術提案書等の内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。

(技術提案書の審査及び評価)

第7条 工事等担当課長は、入札参加者から提出された技術提案書について、記載事項の確認を行い、入札公告に掲げた評価基準により、施工の確実性や地域貢献等の評価するものとする。

- 2 工事担当課長は、必要に応じて入札参加者に対して技術提案に関する説明を求めることができるものとする。
- 3 工事等担当課長は、技術提案書の評価結果について、総合評価委員会の審査に付す

るものとする。

(総合評価の方法)

第8条 総合評価の方法は、入札参加者が提案した技術提案の各評価項目を点数化した得点の合計を技術評価点とし、1から当該入札参加者の入札価格を予定価格で除して得た数値を除き、その数値に価格評価の配点を乗じて得た数値を価格評価点として、技術評価点と価格評価点を合計した数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝技術評価点＋価格評価点（1－（入札価格／予定価格）×配点）

2 評価項目及び評価基準は、工事の目的及び内容により必要とされる要件等に応じて設定するものとする。

(開札)

第9条 総合評価落札方式（簡易型）による入札書の開札は、価格以外の評価が決定した後に行うものとする。

(落札者の決定方法)

第10条 落札者は、次の各要件のすべてに該当する者のうち、第8条第1項の規定により得られた評価値が最も高い者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 当該工事に係る技術提案が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(評価内容の担保)

第11条 落札者決定に反映された技術提案に基づく履行ができなかった場合において、再度施工が困難又は合理的でない場合は、落札者に対し契約金額の減額、損害賠償の請求をすることができる。

(提案内容の取扱い)

第12条 技術提案の内容は公表しないものとする。ただし、落札者となった者の提案について、採用した理由の説明を求められた場合には、提案者の知的財産に関する部分を除き、他者に比べ優位な点を公表することができるものとする。

(評価結果等の公表)

第13条 総合評価落札方式（簡易型）により落札者を決定したときは、檜葉町入札等

結果の公表に関する要綱（平成22年檜葉町訓令第10号）による契約締結後に行う
公表に併せて、評価結果を公表するものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、交付の日から施行する。